

日本高血圧学会 認定

高血圧・循環器病予防療養指導士 認定規則

第1章 総則

第1条

この制度は、循環器病の主たる原因である高血圧等の生活習慣病の改善・予防、および、その他の危険因子の管理に関する療養指導を行うために有能な専門的知識および技術を有する職種の資質向上を図り、よって循環器病の予防や病態改善により国民の健康増進に貢献することを目的とする。

第2条

前条の目的を達成するため、日本高血圧学会は日本循環器病予防学会の協力のもとに学会認定制度を設け、日本高血圧学会認定 高血圧・循環器病予防療養指導士（以下「高血圧・循環器病予防療養指導士」という）を認定する。

第3条

本制度の維持と運営のために、高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会を日本高血圧学会に設置する。

第2章 高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会

第4条

高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会（以下本委員会という）の構成、運営を次のように定める。

- 1) 本委員会は、日本高血圧学会と日本循環器病予防学会（以下両学会）の理事会が選出した若干名の委員をもって構成する。委員には両理事長を含む。
- 2) 委員長は両学会の理事長が合議の上で、高血圧学会理事長が推薦し、理事会の承認を得る。
- 3) 本委員会は高血圧・循環器病予防療養指導士の認定に関わる全ての業務を行う。
- 4) 本委員会に高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験小委員会、高血圧・循環器病予防療養指導士認定カリキュラム小委員会を設置する。

第5条

高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験小委員会の構成、運営を次のように定める。

- 1) 高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験小委員会（以下試験小委員会という）は、本委員会が選出し、高血圧学会理事長が指名した若干名の委員をもって構成する。
- 2) 試験小委員会委員長は本委員会委員長が指名する。
- 3) 試験小委員会は認定試験に関わる以下の業務を行う。
 - ①認定試験問題の作成、点検、採点。
 - ②試験結果の判定。
 - ③受験資格認定に関する業務
 - ④その他認定試験施行に関する業務。

第6条

高血圧・循環器病予防療養指導士カリキュラム小委員会の構成、運営を次のように定める。

- 1) 高血圧・循環器病予防療養指導士カリキュラム小委員会（以下カリキュラム小委員会という）は、本委員会が選出し、日本高血圧学会理事長が指名した若干名の委員をもって構成する。
- 2) カリキュラム小委員会委員長は本委員会委員長が指名する。
- 3) カリキュラム小委員会は研修カリキュラムに関わる以下の業務を行う。
 - ①高血圧・循環器病予防療養指導士研修カリキュラムの作成。
 - ②研修マニュアル、研修指導マニュアルの作成。
 - ③その他研修カリキュラムに関する業務。

第7条

委員の任期および会の成立について次のように定める。

- 1) 各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2) 本委員会及び試験小委員会、カリキュラム小委員会は委員の過半数の出席により成立する。
- 3) 本委員会及び試験小委員会、カリキュラム小委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。

第3章 高血圧・循環器病予防療養指導士の資格と業務

第8条

高血圧・循環器病予防療養指導士とは、循環器病の予防のために、高血圧等の生活習慣

病の改善・予防、およびその他の危険因子の管理に関して、適切な指導を行う能力を有する保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、臨床心理士、医療心理士、臨床検査技師、健康運動指導士などの職種に両学会が与える資格である。

第9条

高血圧・循環器病予防療養指導士の業務を次に示す。

- 1) 臨床においては、高血圧専門医等の専門医の指示のもと、多職種連携の一員として、循環器病の予防のために、高血圧等の生活習慣病の予防や改善、また、その他の危険因子の管理について指導する。
- 2) 健康管理、保健指導においては、生活習慣病の予防・改善や危険因子の管理について指導する。

第4章 認定試験の認定申請資格

第10条

高血圧・循環器病予防療養指導士の認定試験の申請資格は次の各項の条件を全て満たすものとする。

- 1) 保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、臨床心理士、医療心理士、臨床検査技師、健康運動指導士等の資格を有する者。または、他の医療関係の資格保有者で、上記の資格と同等の実力を有し、高血圧学会の専門医または循環器病予防学会の評議員が推薦した上で本資格の試験小委員会が認めた者。
- 2) 日本高血圧学会または日本循環器病予防学会の会員歴が1年以上あること。
- 3) 医療機関、医育機関、教育機関、健康管理機関、健診機関、保健指導機関、調剤薬局、保健医療行政などで3年以上の実務経験を有し、所属長がそれを認めた者。
- 4) 試験実施日より過去5年以内に次の両学会が主催する下記①～③のいずれかに2回以上参加していること。
 - ①日本高血圧学会総会
 - ②臨床高血圧フォーラム
 - ③日本循環器病予防学会学術集会
- 5) 上記①～③において開催される療養指導士に関するプログラム、あるいはカリキュラム委員会が指定する講習会で、カリキュラムのA群、B群、C群の各群より10単位以上合計30単位以上取得した者。

第5章 高血圧・循環器病予防療養指導士の認定、更新

第11条

高血圧・循環器病予防療養指導士の認定を希望する者はあらかじめ定められた期日までに次の各号に定める申請書類に申請料を添えて本委員会に提出するものとする。

- (1) 高血圧・循環器病予防療養指導士認定申請書
- (2) 取得資格の免許証、証明書あるいは登録書
- (3) 所属する機関の長の推薦書
- (4) 指導例記録および指導実績報告

申請者は下記①～③より1つを選んで申請書類を作成し、提出するものとする。

- ① a) 指導例報告シート5症例提出
- ② a) 指導例報告シート2症例提出と b)～d) のうち1事例の報告書を提出
- ③ b)～d) のうち3事例の報告書を提出する

	高血圧・循環器病予防療養指導士に関する指導例記録および指導実績報告	提出書類
a)	過去10年間に実施した療養指導に基づく指導例報告	指導例報告シート
b)	過去3年間に企画、実施、または講義を担当した高血圧・循環器病予防療養指導士に関する指導者研修会	報告書（研修会名、主催者、日時・場所、参加人数、研修会概要、療養指導のポイント）、内容証明書類*
c)	過去3年間に企画、実施、または講義を担当した高血圧・循環器病予防療養指導士に関する市民向け講座・教室	報告書（講義名、主催者、日時・場所、参加人数、講演・講義概要、療養指導の工夫）、内容証明書類*
d)	過去3年間に出版した高血圧・循環器病予防療養指導に関するテキストおよび書籍執筆	報告書（タイトル、出版社、出版日、ページ数、概要）、内容証明書類*

*内容証明書類の例：研修会・講習会のポスターおよびチラシ、講義シラバスのコピー、出版物等のコピー

※上記記載以外の指導実績報告については別途内規として定めることとする。

- (5) 講習履修証明書
- (6) 振込領収書（写し）
- (7) 受領通知ハガキ（返信用）

第12条

認定試験は年1回行う。実施方法等については細則にて定める。

第13条

試験小委員会は、受験資格の審査を行い、併せて試験問題を作成し、認定試験を実施し、その結果を審査すると共に試験結果の判定を行う。

第14条

本委員会は、試験小委員会の判定を基に高血圧・循環器病予防療養指導士の認定を行う。両学会の理事会の承認を経て、日本高血圧学会理事長は高血圧・循環器病予防療養指導士の認定を公表する。

第15条

認定の更新は5年をもって行う。認定期間終了時に次の各号に定める全ての書類を本委員会に提出し、更新の審査を受ける。実施方法、更新条件等については細則にて定める。

- (1) 指導士資格認定更新申請書
- (2) 認定単位手帳
- (3) 指導例記録、指導実績報告などに関する書類を提出。
提出書類の詳細は決定次第ホームページにて公開する。

第6章 資格の喪失

第16条

(両学会の)理事長は高血圧・循環器病予防療養指導士としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、高血圧・循環器病予防療養指導士の資格を両学会の理事会の議決を経て取り消すことができる。

第7章 規則の改廃

第17条

この規則の改廃は本委員会、および両学会の理事会の議決を経て、変更することが出来る。

第8章 補則

第18条

この規則は 2015年9月16日から施行する。

第19条

この規則施行についての細則は、本委員会により定め、日本高血圧学会理事会・日本循環器病予防学会理事会にて決定する。

2015年9月16日施行

2016年6月17日一部改訂

2016年10月11日一部改訂